

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の管理職手当に関する細則

制 定 平成 31. 4. 1

最近改正 令和 3. 8. 31

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程 (以下「旧規程」という。) 第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、教職員の管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給額)

第 2 条 管理職手当の月額を、当該教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び別表第 1 に掲げる当該職に係る区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の月額欄に定める額とする。

2 給料の調整額を受ける教職員のうち次の各号に掲げる教職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の支給割合 (当該支給割合は、100 分の 24 から 100 分の 4 にその者の占める職について定められた調整数を乗じて得た率 (以下「その者の調整率」という。)) を差し引いた率とする。) に相当する区分に応じた額とする。

- (1) 管理職手当の区分が 4 種の職を占める教職員で、その者の調整率が 100 分の 8 以上である教職員
- (2) 管理職手当の区分が 5 種の職を占める教職員で、その者の調整率が 100 分の 10 以上である教職員

### (職の範囲及び支給額の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、職務の特殊性その他の事情により法人が特に必要があると認めるときは、法人が別表第 1 に掲げる職以外の職を指定し、当該職ごとに管理職手当の区分 (以下この条において「当該職の区分」という。) を定め、その職を占める教職員に支給する管理職手当の月額を、当該教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ、再雇用教職員以外の教職員にあっては別表第 2 の管理職手当の月額欄に定める額とすることができる。

### (管理職手当の併給禁止等)

第 4 条 管理職手当の支給を受ける教職員が、その管理職手当に係る職以外の職であって、管理職手当の支給の対象となる職を兼務によって占めることとなる場合には、それぞれの職について定められた支給割合のうち、高い方の支給割合の職に係る管理職手当を支給することとし、当該職以外の職に係る管理職手当は支給しない。

2 管理職手当の支給の対象となる職を兼務によって占めることとなる役員に対しては、当該職に係る管理職手当は支給しない。

## 附 則

### (施行期日等)

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1

	組 織	職	区 分
教育職給料表適用者		学長補佐	11 種
		学長特別補佐	8 種
		副学長	4 種
	教育推進本部	学系群長 学系長 部門長	10 種
		本部長	4 種
	研究推進本部	副本部長	10 種
		本部長	4 種
	国際・社会連携推進本部	副本部長	10 種
		本部長	4 種
	学部	学部長	4 種
		副学部長	10 種
	学域	学域長	4 種
		副学域長 学類長	10 種
	大学院研究科	研究科長	4 種
		副研究科長	10 種
		専攻長	10 種
	高等教育推進機構	機構長	4 種
		副機構長	10 種
		基幹教育センター長 高等教育開発センター長 高度人材育成センター長	11 種
		機構長	4 種
	研究推進機構	放射線研究センター長	7 種
		副機構長	10 種
		21世紀科学研究センター長 生物資源開発センター長 BNCT 研究センター長	11 種
		機構長	4 種
	学術情報センター	学術情報センター図書館長	7 種
	情報基盤センター	情報基盤センター長	8 種
	学生センター	センター長	4 種
		副学生センター長	10 種
	生産技術センター	センター長	7 種
	附属教育研究フィールド	フィールド長	7 種
附属獣医臨床センター	センター長	7 種	
IR 推進室・高大接続室・教育戦略室・研究公正推進室・研究戦略室・グローバル化推進室・生涯学習推進室・女性研究者支援室	室長	10 種	
新大学設置準備室	室長	7 級 4 種	
	課長	5 級 4 種	
事務局	局長	8 級 3 種	
	部長	7 級 4 種	
	局次長代理	7 級 4 種	

		課長	5級4種
		参事	5級5種
		羽曳野キャンパス事務所長	7級4種
		りんくうキャンパス事務所長	5級4種

別表第2

1 一般職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
8級	3種	113,800円
7級	4種	91,900円
5級	4種	80,100円
	5種	71,200円

※6級（課長職）は、使用しないため、区分及び手当の月額を定めていない。

2 教育職給料表

職務の級	区 分（支給割合）	管理職手当の月額
4級	3種（100分の20）	106,800円
	4種（100分の18）	96,100円
	5種（100分の16）	85,500円
	7種（100分の12）	64,100円
	8種（100分の10）	53,400円
	10種（100分の6）	32,000円
	11種（100分の4）	21,300円